

第1回 株主コミュニティ制度に関する懇談会

平成30年4月19日 午後1時30分
東京証券会館6階 第4会議室

議案

1. 本懇談会の設置趣旨等について

2. 事務局説明
 - 株主コミュニティ制度について

3. 自由討議

以上

「株主コミュニティ制度に関する懇談会」設置要綱

平成 30 年 3 月 26 日

日本証券業協会

1. 設置の目的

本協会は、平成 27 年 5 月、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応える場としての、グリーンシート銘柄制度に代わる新たな非上場株式の取引制度として「株主コミュニティ制度」（以下「本制度」という。）を創設・運営しているところである。

本制度は、非上場株式の一定の取引・換金ニーズに応えつつも、投資者の範囲を制限することにより、投資者保護と発行者の開示義務等の負担の軽減を両立する仕組みとしている。

しかしながら、近年の政府の成長戦略等において、本制度の活用による新規・成長企業等へのリスクマネーの供給促進や地域経済への貢献等が謳われているにもかかわらず、その利用は未だ一部の地域や業態にとどまっている状況である。このため、現行制度が、どのような新たな役割を果たしうるのか、また、そのための課題は何かについて、関係者との間で認識を共有する必要があると考えられる。

このような問題意識を踏まえ、非上場株式に対する関係者のニーズ及び認識を共有し、本制度の更なる利活用に向けた課題・問題点の洗い出しと具体的な方策等についての意見交換を行うため、「株主コミュニティ制度に関する懇談会」（以下「本懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

本懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- ① 非上場株式に対する市場関係者（発行者、投資者及び仲介業者等）のニーズ及び認識
- ② 本制度を利活用する場合の課題・問題点と現行制度の改善策

3. 構成・運営

- ① 本懇談会は、会員の役職員、有識者及び市場関係者の役職員により構成する。
- ② 本懇談会には、座長を置く。
- ③ 本懇談会には、オブザーバーを置くことができる。
- ④ 本懇談会の座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

4. 事務の所管

本懇談会の庶務は、自主規制本部エクイティ市場部が担当する。

以 上

「株主コミュニティ制度に関する懇談会」の議事の公開について（案）

平成30年4月19日

1. 会議について

本懇談会の会議については、非公開とする。

2. 会議の議事要旨について

(1) 取扱い

本懇談会の会議については、原則として、その概要を取りまとめた議事要旨を作成し、公開する。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利又は利益を害するおそれがあるもの、その他座長が必要と認めるものについては、非公開とする。

(2) 公開の方法

本懇談会委員の確認を経たうえで、協会員が閲覧可能な協会WAN及び一般のアクセスが可能な日本証券業協会のウェブサイトに掲載し、公開する。

3. 会議で使用した資料について

(1) 取扱い

本懇談会の会議で使用した資料については、原則として公開する。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利又は利益を害するおそれがあるもの、その他座長が必要と認めるものについては、非公開とする。

(2) 公開の方法

協会員が閲覧可能な協会WAN及び一般のアクセスが可能な日本証券業協会のウェブサイトに掲載し、議事要旨とあわせて公開する。

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 2

株主コミュニティ制度について (非上場株式の流通取引・資金調達)

2018年(平成30年)4月19日

日本証券業協会
自主規制本部 エクイティ市場部



1. 総論	2
2. 株主コミュニティ制度の主な特徴と取扱状況	4
3. 株主コミュニティ制度の必要性	11
4. 株主コミュニティ制度の基本的な仕組み	14
5. 「株主コミュニティ制度フォーラム」の様相	27
6. 株主コミュニティ制度の周知活動	30

1. 総論

(1) 非上場株式の投資勧誘の原則禁止と例外

- 本協会の協会員(証券会社等)が非上場株式について投資勧誘することは、原則禁止
 - ◆ 開示や流動性等の面で、上場株式とは大きく異なるため。
 - ◆ 本協会自主規制規則の定めに従うことにより、例外的に勧誘が許容される。

【取引所の上場銘柄と非上場銘柄】

取引所上場銘柄

店頭有価証券(いわゆる青空銘柄)

株式投資型クラウドファンディング

インターネットのウェブサイト及び電子メールを通じてのみ投資勧誘を行うことできる仕組み
発行者一社当たりの資金調達額及び投資者一人当たりの投資額に制限あり

株主コミュニティ

協会の指定を受けた会員が株主コミュニティの参加者に対してのみ投資勧誘を行うことできる仕組み

店頭取扱有価証券

継続開示会社又は一定レベル以上の開示ができる銘柄

フェニックス銘柄

協会の指定を受けた会員が気配提示等を行った上で投資勧誘を行うことできる
上場廃止銘柄

適格機関投資家に対する譲渡制限付き店頭有価証券の私募等

- ※ 緑色の枠が例外的に投資勧誘ができる範囲
- ※ グリーンシート銘柄制度は平成30年3月末をもって廃止

1. 総論

(2) 政府の成長戦略等での言及

- 「日本再興戦略」改訂2015(2015年6月30日閣議決定)
- 金融・資本市場活性化有識者会合意見書(2015年6月30日)

- ✓ 投資型クラウドファンディングの制度の活用、「ふるさと投資」連絡会議等との連携、各種クラウドファンディングの利用の促進
- ✓ 上場はしていないものの地域に根差した事業を展開している企業などを応援するため、「株主コミュニティ制度」を活用し、資金調達を支援

➤ ふるさと投資

- ✓ 地域資源の活用やブランド化など、地方創生等の地域活性化に資する取り組みを支えるさまざまな事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資であって、地域の地方公共団体等の活動と調和が図られるもの
- ✓ 「ふるさと投資」の活用を考える地方公共団体や地域金融機関などの関係者が、一定の指針として活用できるよう、同連絡会議が「手引き」を作成

➤ 金融庁「金融行政方針」

【平成27事務年度 金融行政方針】(平成27年9月18日金融庁公表)

- ✓ 企業の潜在的な成長力を引き出ししていくため、置かれたライフステージ(発展段階)に応じ、様々な資金調達手段にアクセス出来る環境を構築することが重要
- ✓ クラウドファンディング、株主コミュニティ制度、ベンチャーキャピタル、IPO等、成長資金の供給に向けた様々な手段の活用を促し、それらを通じた資金供給力の充実を図る

【平成29事務年度 金融行政方針】(平成29年11月13日金融庁公表)

- ✓ 地域証券会社の中には、「株主コミュニティ制度」を活用し、地域に根差した企業の資金調達や株式の換金・新規投資の機会を提供することで、地域経済の発展に寄与しているところも見られるところ
- ✓ 同制度を周知し、地域企業にリスクマネーを供給する取組みを促していく

➤ 金融庁「地域の成長マネー供給促進フォーラム」

- ✓ 平成27年6月より、全国の財務(支)局において順次開催(直近は平成29年6月に広島市(中国財務局)で開催)
- ✓ 地域の実情を踏まえつつ成長マネー供給促進を図る観点
- ✓ 資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換
- ✓ 地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等
- ✓ 投資型クラウドファンディングや株主コミュニティの制度について紹介
- ✓ 「平成28事務年度 金融行政方針」(平成28年10月21日金融庁公表)においても、引き続き開催していくことにつき言及

2. 株主コミュニティ制度の主な特徴と取扱状況

(1) 株主コミュニティ制度とは

- 証券会社が、非上場株式について「株主コミュニティ」を組成し、その「株主コミュニティ」に参加している投資家に対してのみ、投資勧誘を認める制度。
- 新規・成長企業や地域に根差した企業等の株式の流通取引・資金調達 の機会を提供する。

2. 株主コミュニティ制度の主な特徴と取扱状況

(2) 株主コミュニティの主な特徴

株主コミュニティでは、発行者の利用コストは殆どない。
具体的には・・・

- ① インサイダー取引規制が掛からない
 - 取引所やグリーンシートのような適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)の義務がない。
- ② 会社法ベースの企業情報の提供で足りる(ただし金商法継続開示会社は金商法ベースが必要)
 - 発行者から提供される企業情報は、株主総会の議案+αでよい。
- ③ 投資勧誘の相手先は、その銘柄の株主コミュニティに参加している投資家に限られる。
 - 不特定多数の投資家への投資勧誘はできない。

2. 株主コミュニティ制度の主な特徴と取扱状況

(3) 株主コミュニティ制度の利用が見込まれる場面

- **鉄道・バス等、地元密着型企业**
 - ◆ 株主優待を期待した売買
 - ◆ 地元企業の応援
- **相続した非上場株式の換金ニーズとその株式を取得したいニーズとのマッチング**
- **事業承継のための非上場株式の売買**
- **新規・成長企業**
 - ◆ 成長を支援したい人々
- **発行者のことをよく知る人々による売買が見込まれる企業**
 - ◆ 既存株主、発行者の役職員、その親族、取引先、地元の人々、等
- **株式投資型クラウドファンディングで資金調達を行った企業**
 - ◆ クラウドファンディングで株式を取得した者の換金ニーズ
 - ◆ クラウドファンディングで株式を取得しなかった者による取得ニーズ

2. 株主コミュニティ制度の主な特徴と取扱状況 (4)「株式投資型クラウドファンディング」と「株主コミュニティ」 両制度の利用場面の関係図

プライマリー(資金調達)

セカンダリー(流通売買)

株式投資型クラウドファンディング

- ・投資勧誘の相手方:不特定多数
- ・投資勧誘の手法:インターネットと電子メールのみ

株式投資型クラウドファンディングの後、株主コミュニティが組成される可能性あり

株主コミュニティ

- ・投資勧誘の相手方:株主コミュニティに参加している投資家のみ
- ・投資勧誘の手法:株主コミュニティの中であれば、手法は問わない。

2. 株主コミュニティ制度の主な特徴と取扱状況

(4) 運営会員5社における取扱銘柄及び参加者数の状況

銘柄名	本店所在地	今村証券 (H27.8.28指定)	島大証券 (H27.10.26指定)	みらい証券 (H28.6.17指定)	大山日ノ丸証券 (H30.1.18指定)	みずほ証券 (H30.3.7指定)
北陸鉄道(株)	石川	408				
YKK(株)	東京	11	50			
富山地方鉄道(株)	富山	60	129			
北日本放送(株)	富山	2	15			
立山黒部貫光(株)	富山	15	23			
(株)武井工業所	茨城			262		
(株)旅籠屋	東京			248		
(株)廣貫堂	富山	3	7			
チッソ(株)	大阪					824
プラス・テク(株)	茨城					117
(株)Kips	東京			32		
(株)大生産業	滋賀			0		
太陽毛絲紡績(株)	埼玉			7		
日商平野(株)	東京			1		
深川製磁(株)	佐賀			0		
福井鉄道(株)	福井	1				
(株)福邦銀行	福井	4				
(株)ホクコン	福井	1				
北陸放送(株)	石川	3				
三国商事(株)	東京			65		

2. 株主コミュニティ制度の主な特徴と取扱状況

(5) 売買実績

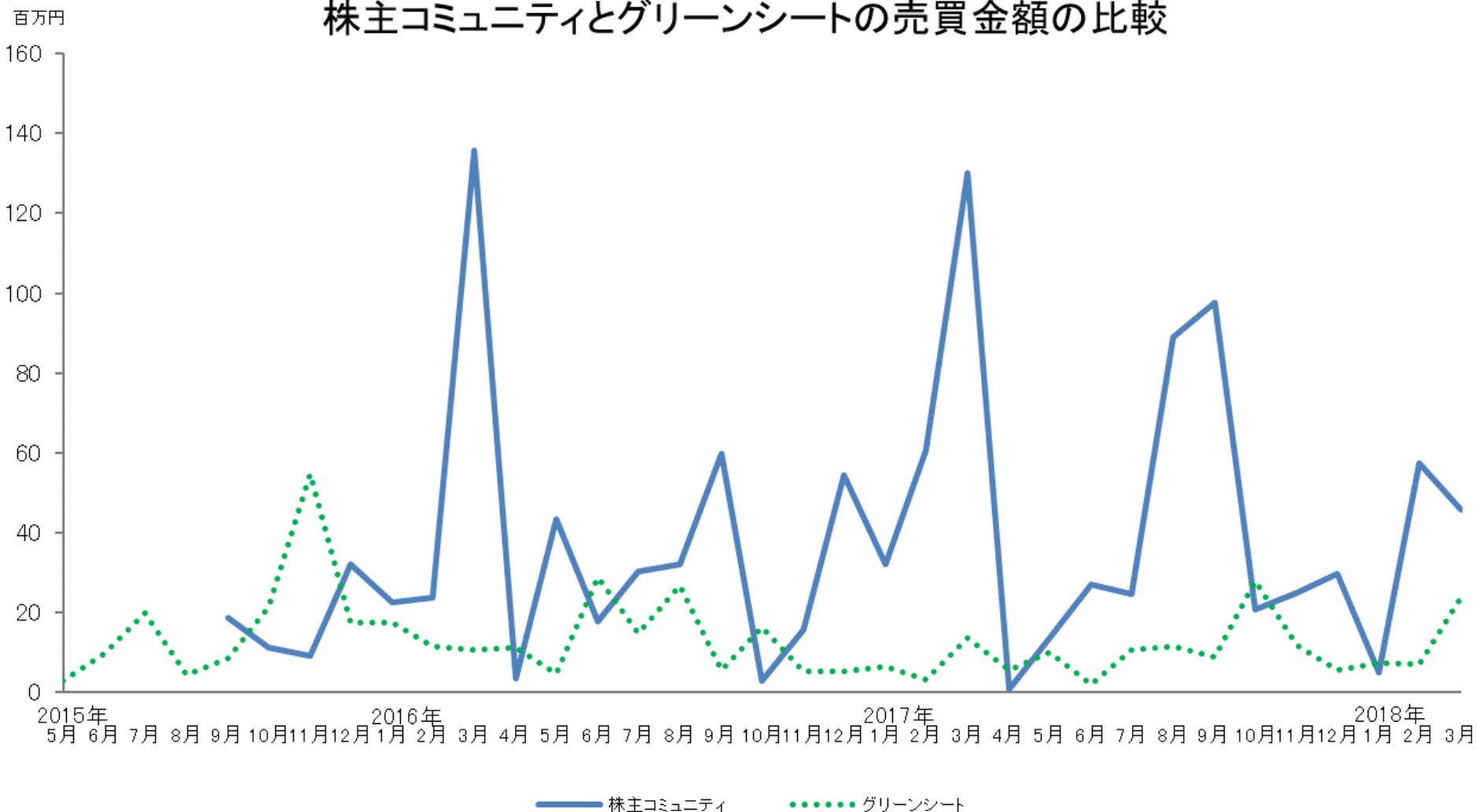
- 平成27年8月に取扱いが開始され、平成30年2月に累積売買金額が11億円を突破
- 銘柄ごとの直近売買価格及び累積売買金額(平成30年4月6日現在)

	最安値／最高値	直近売買価格	累積売買金額
北陸鉄道株(石川県)	2,200円／ 2,300円	2,300円	7億1,166万円
YKK株(東京都)	86,000円／108,000円	97,000円	2億1,386万円
富山地方鉄道株(富山県)	303円／ 370円	320円	2億238万円
北日本放送株(富山県)	23,500円／ 24,000円	24,000円	2,945万円
立山黒部貫光株(富山県)	970円／ 1,230円	1,200円	1,575万円
株武井工業所(茨城県)	85円／ 126円	106円	493万円
株旅籠屋(東京都)	100,000円／132,000円	110,700円	251万円
株廣貫堂(富山県)	450円／ 515円	515円	151万円
チッソ株(大阪府)	6円／ 6円	6円	57万円
プラス・テク株(茨城県)	22円／ 22円	22円	30万円
合計			11億8,295万円

※ 累積売買金額順。累積売買金額がゼロの銘柄は省略。一万円未満切捨てのため、合計と内訳が一致しない場合がある。
 ※ 直近売買価格は、運営会員による直近の売付けに係るものを記載している。

2. 株主コミュニティ制度の主な特徴と取扱状況 (6) グリーンシートの売買金額との比較

株主コミュニティとグリーンシートの売買金額の比較



3. 株主コミュニティ制度の必要性 (1) 株主コミュニティ制度の必要性

本協会の協会員（証券会社、登録金融機関）による非上場株式についての投資勧誘は、本協会の自主規制規則により、**原則禁止**（「店頭有価証券に関する規則」第3条）

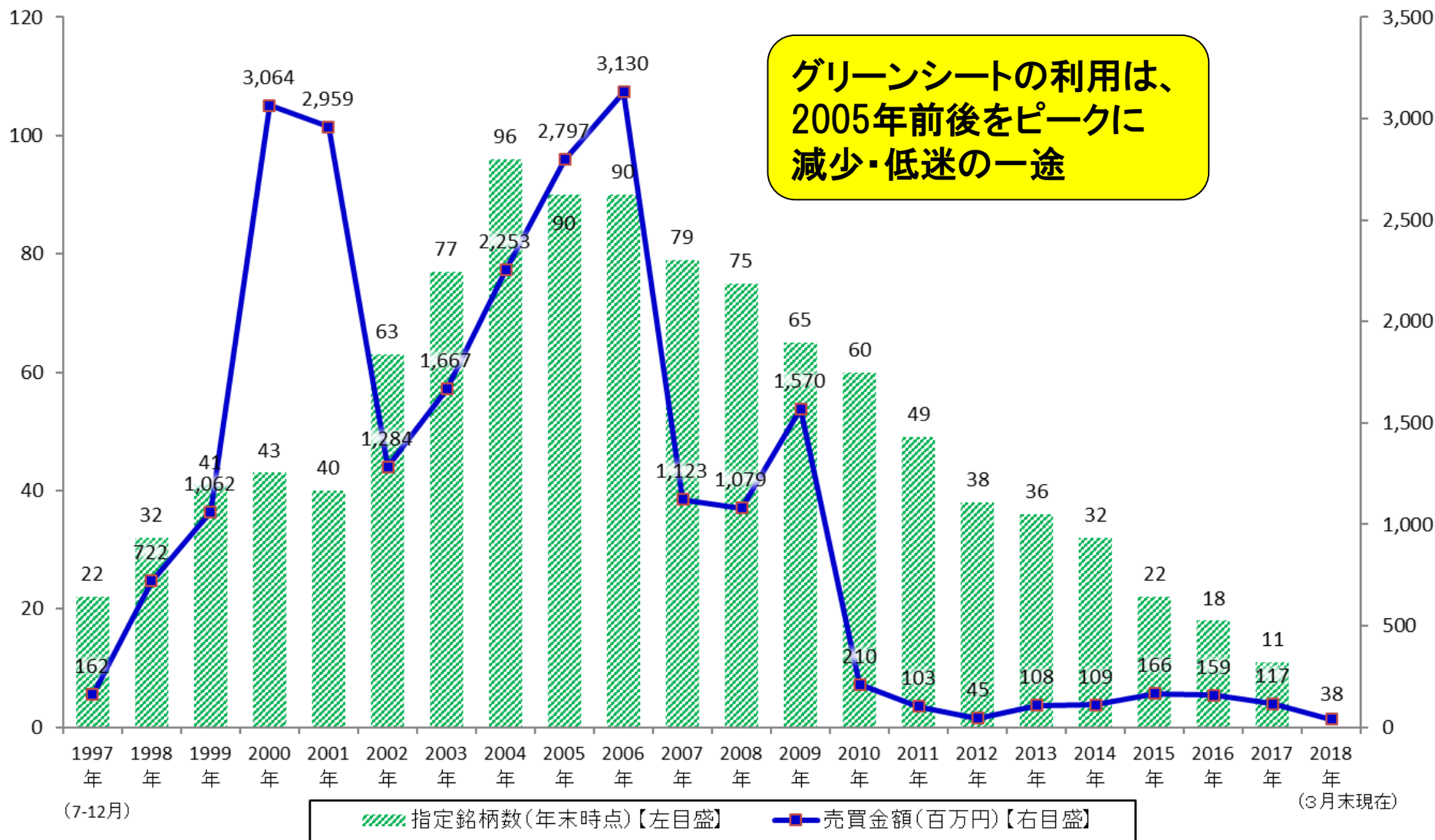
- 非上場株式の取引制度「グリーンシート銘柄制度」の利用低迷
 - ◆ 新興市場における上場基準の引下げにより、上場市場の補完的役割としての存在意義の低下
 - ◆ 上場企業と大差ない開示負担（金商法レベルの会社内容説明書、インサイダー取引規制適用に伴う適時開示義務）
- 地域に根差した企業等の非上場株式に一定の取引・換金のニーズは引き続き存在しており、これに応える場が必要

「株主コミュニティ制度」の創設

※平成30年3月末をもって廃止されたグリーンシート銘柄制度に代わる制度

3. 株主コミュニティ制度の必要性

(2) グリーンシート銘柄の指定銘柄数と売買金額の推移



3. 株主コミュニティ制度の必要性

(3) 株主コミュニティ制度とインサイダー取引規制について

グリーンシート銘柄制度の利用低迷の教訓から、新たな非上場株式の取引制度のインサイダー規制の適用について、検討

- インサイダー取引規制の適用対象とすべきか否かは、どの程度の流通性を想定するのかに依る。
- 株主コミュニティ制度では、取引の範囲を、証券会社が銘柄ごとに組成・管理する株主コミュニティの参加者(※)に限定することで、一定の取引ニーズ・換金ニーズに応えられる程度の流通性に留める。
- 一般の投資者が広く参加するものではなく、取引が頻繁に行われることも想定されない。

※株主コミュニティの参加者として想定される投資者層は、発行者の役員・従業員、その親族、株主、継続的な取引先、その発行者から財・サービスの提供を受けている者、など

※株主コミュニティへの参加は、その銘柄への投資意向を有する投資者からの自己申告

※参加に当たり、株主コミュニティ制度の特性やリスクについて、証券会社が投資者の納得・了承を得る。

株主コミュニティ制度は、インサイダー取引規制の適用対象外に

※不公正取引の一般的禁止規定(風説の流布や偽計等を禁止している、金商法第157条及び第158条)は、株主コミュニティ制度にも適用される。

【以上、H25.12.25金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告 6～7ページより】

株主コミュニティ銘柄＝金商法67条の18第4号「流通性が制限されていると認められる有価証券」として金融庁長官告示(H27.5.28金融庁告示第32号)

4. 株主コミュニティ制度の基本的な仕組み

(1) 「株主コミュニティに関する規則」の主な内容

(ページ)

1. 株主コミュニティを組成・運営する証券会社は、 本協会から指定 を受ける。	👉	16
2. 証券会社が非上場株式の「株主コミュニティ」を組成。その非上場株式への投資意向を有する投資者がその株主コミュニティに加入。	👉	19, 20
●加入者として主に想定されるのは、発行会社の役職員やその親族、株主、取引先、その発行会社の事業の利用者・顧客など。		
3. 株主コミュニティに参加している投資者に対してのみ、投資勧誘を認める。	👉	21
●参加していない投資者への投資勧誘は認めない。		
●参加していない投資者への株主コミュニティ参加の勧誘も認めない。		
●株主コミュニティ銘柄に関する基本的な情報のみ、参加していない投資者にも提供	👉	22, 23
4. 発行者についての 審査 及び 反社会的勢力排除 のための措置	👉	17, 18
5. 発行者に関する、 会社法 に基づく計算書類・事業報告その他の情報を、 株主コミュニティに参加している投資者に提供	👉	23
6. 契約締結前交付書面 の交付	👉	24, 25
7. 株主コミュニティに初めて参加する投資者からの 確認書 の徴求	👉	24
8. 業務管理体制の整備	👉	15
9. 週間実績の報告・公表	👉	26
10. グリーンシート銘柄制度は2018年3月31日限りで廃止		

4. 株主コミュニティ制度の基本的な仕組み

(2) 証券会社が「株主コミュニティ」に取り組むには

1. 社内規則の制定、体制の整備

- (1) 発行者及び募集・私募の取扱いについての審査
- (2) 株主コミュニティの参加・脱退に係る投資者の要件及び手続
- (3) 株主コミュニティの解散に係る要件及び手続
- (4) 株主コミュニティ銘柄に関する情報の公表(株主コミュニティに参加していない投資者の目にも触れるようにする)
- (5) 発行者に関する情報の取得及び株主コミュニティに参加する投資者への提供
- (6) 株主コミュニティに参加していない投資者からの問合せへの対応
- (7) 受渡し
- (8) 不正取引行為についての確認
- (9) その他必要と認める事項

2. 「取扱要領」の作成、公表、本協会への提出

- (1) 上の社内規則の内容に基づき、「取扱要領」を作成
※次の(2)で公表して投資者への仕組みの紹介となることを意識して、社内規則の内容をまとめる。
- (2) 取扱要領を公表
- (3) 取扱要領を本協会に提出
※取扱要領を変更した場合も、同様の措置が必要

3. 本協会による指定

(次ページ参照)

4. 株主コミュニティ制度の基本的な仕組み

(3) 運営会員(証券会社)の指定

1. 運営会員としての指定

- (1) 本協会から運営会員としての指定を受けていなければ、株主コミュニティを組成・運営することができない。
 - (2) 運営会員となろうとする会員は、株主コミュニティを組成しようとする日の15営業日前までに、本協会に届出
 - (3) 本協会は、届出に際して提出された書類に不備がないと認める場合、運営会員として指定し、これについて公表
- ※ 当該会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要であると認める場合は、指定しないことがある。

2. 運営会員としての指定の取消し

- 運営会員としての指定が取消しとなる事由
 - ① 運営会員による指定取消しの希望
 - ② 運営会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により本協会が必要であると認める場合

(運営会員に対する照会、事情聴取、資料徴求)

- 本協会は、必要があると認める場合は、運営会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。

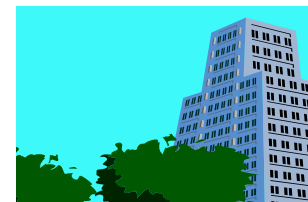
4. 株主コミュニティ制度の基本的な仕組み (4) 発行者に関する審査

発行者



厳正な審査

証券会社



(1) 審査項目

- ① 発行者及びその行う事業の实在性
- ② 発行者の財務状況
- ③ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- ④ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力を排除する仕組みとその運用状況
- ⑤ (審査を行う)運営会員と発行者との利害関係の状況
- ⑥ 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク

(2) 募集・私募の取扱いに際しては、上の(1)に加え、次の項目についても審査

- ① 発行者の事業計画の妥当性
- ② 調達する資金の用途の妥当性
- ③ 当該運営会員が当該銘柄について過去に取り扱った募集・私募において調達した資金の用途状況

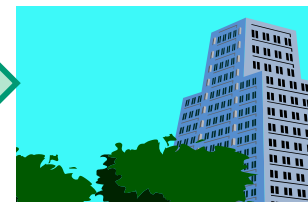
4. 株主コミュニティ制度の基本的な仕組み (5) 反社会的勢力排除に向けた取組み

発行者



発行者が反社会的勢力
でない旨の確約等の契約

証券会社



(1) 次に掲げる事項について、発行者との間での書面による契約の締結

- ① 発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること
- ② ①の確約が虚偽であると認められた場合は、運営会員の申出により、株主コミュニティに係る契約が解除されること。
- ③ 発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、運営会員の申出により、株主コミュニティに係る契約が解除されること。

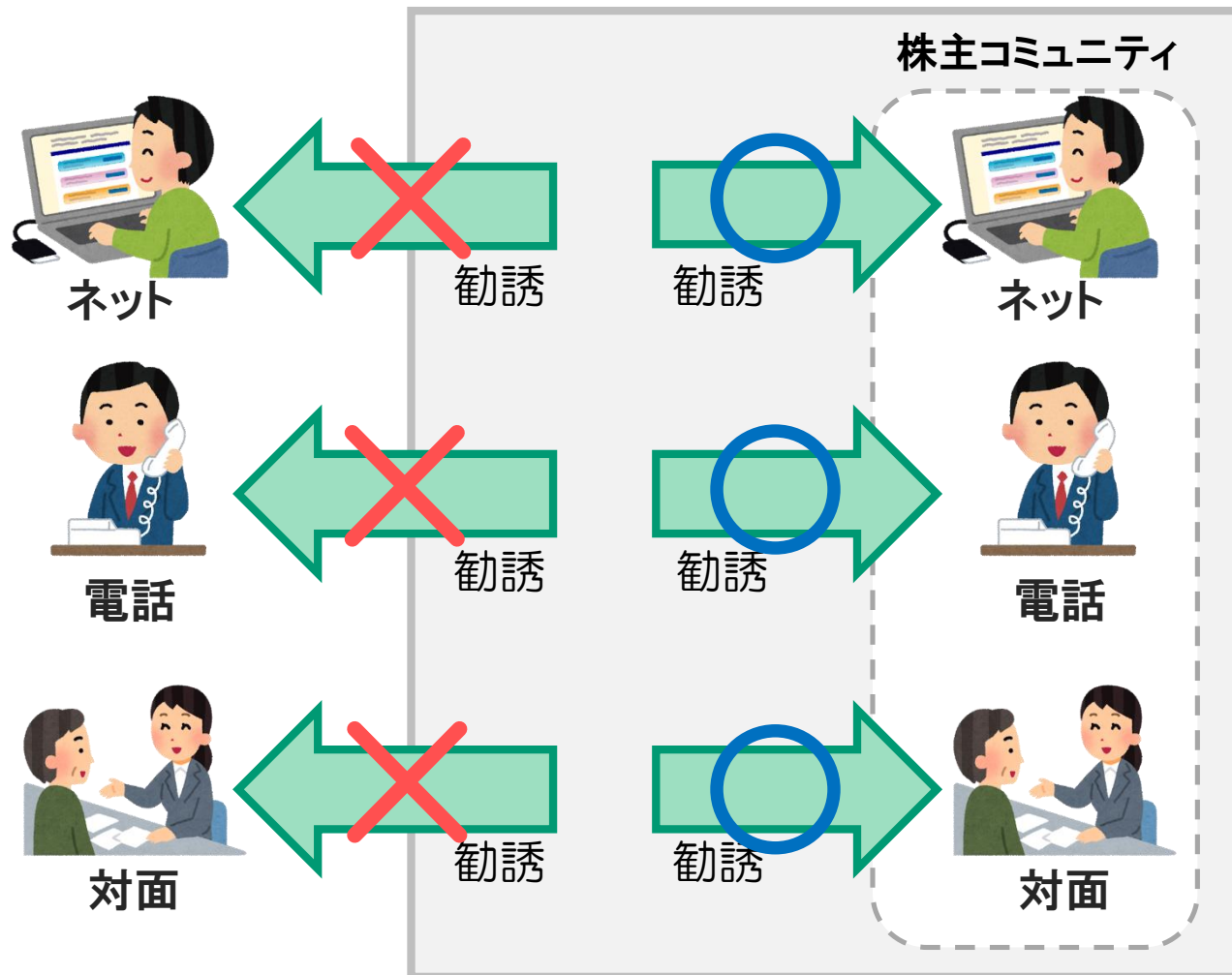
(2) 発行者が反社会的勢力に該当しているか反社会的勢力と関係があることが判明した場合、その銘柄の株主コミュニティの組成禁止(既に組成しているときは、直ちに解散)

4. 株主コミュニティ制度の基本的な仕組み

(6) 株主コミュニティ銘柄の投資・取引の勧誘

運営会員(証券会社)

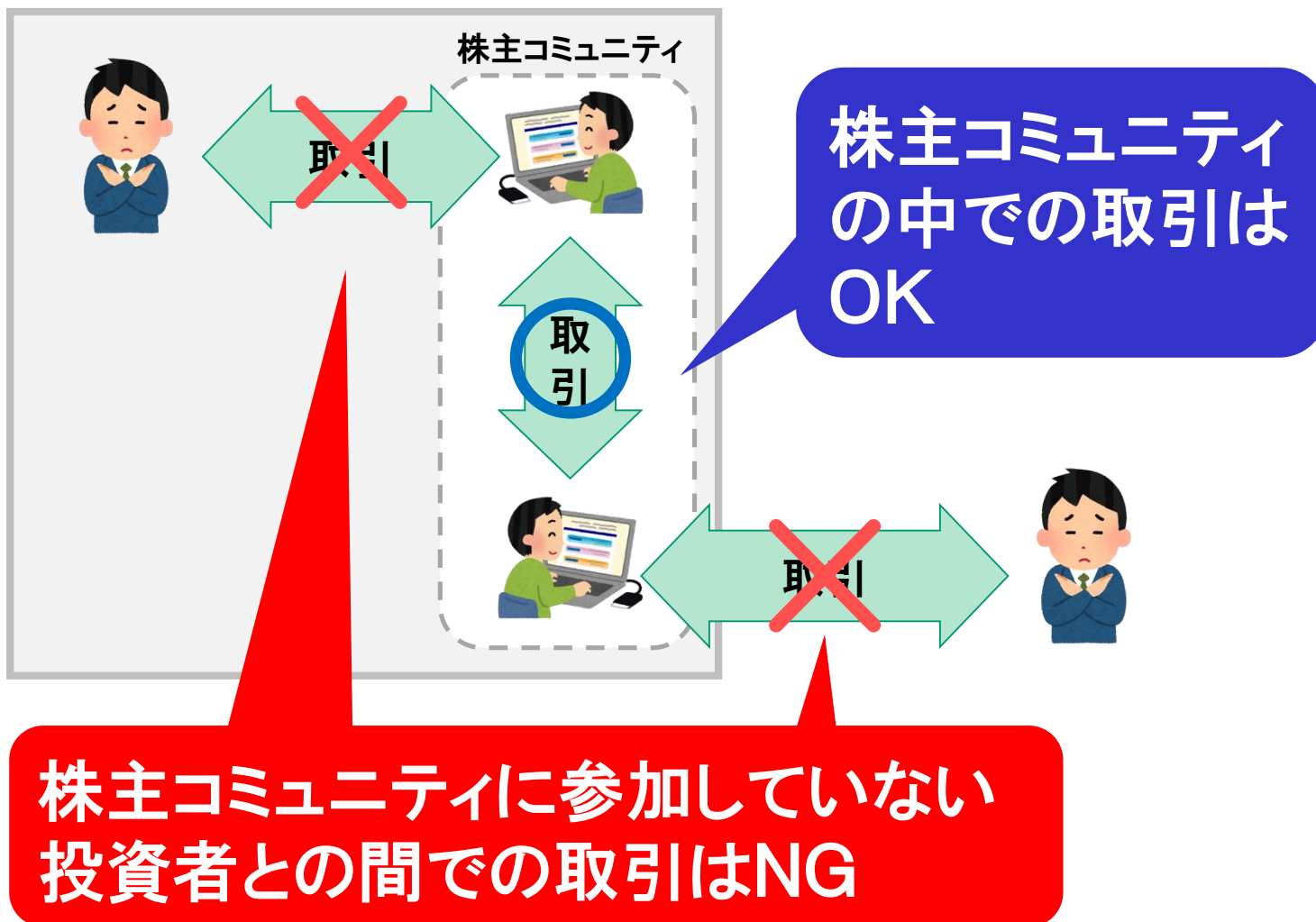
「株主コミュニティ」に参加していない
投資者への投資勧誘はできない。



「株主コミュニティ」に参加している
投資者への投資勧誘はできる。

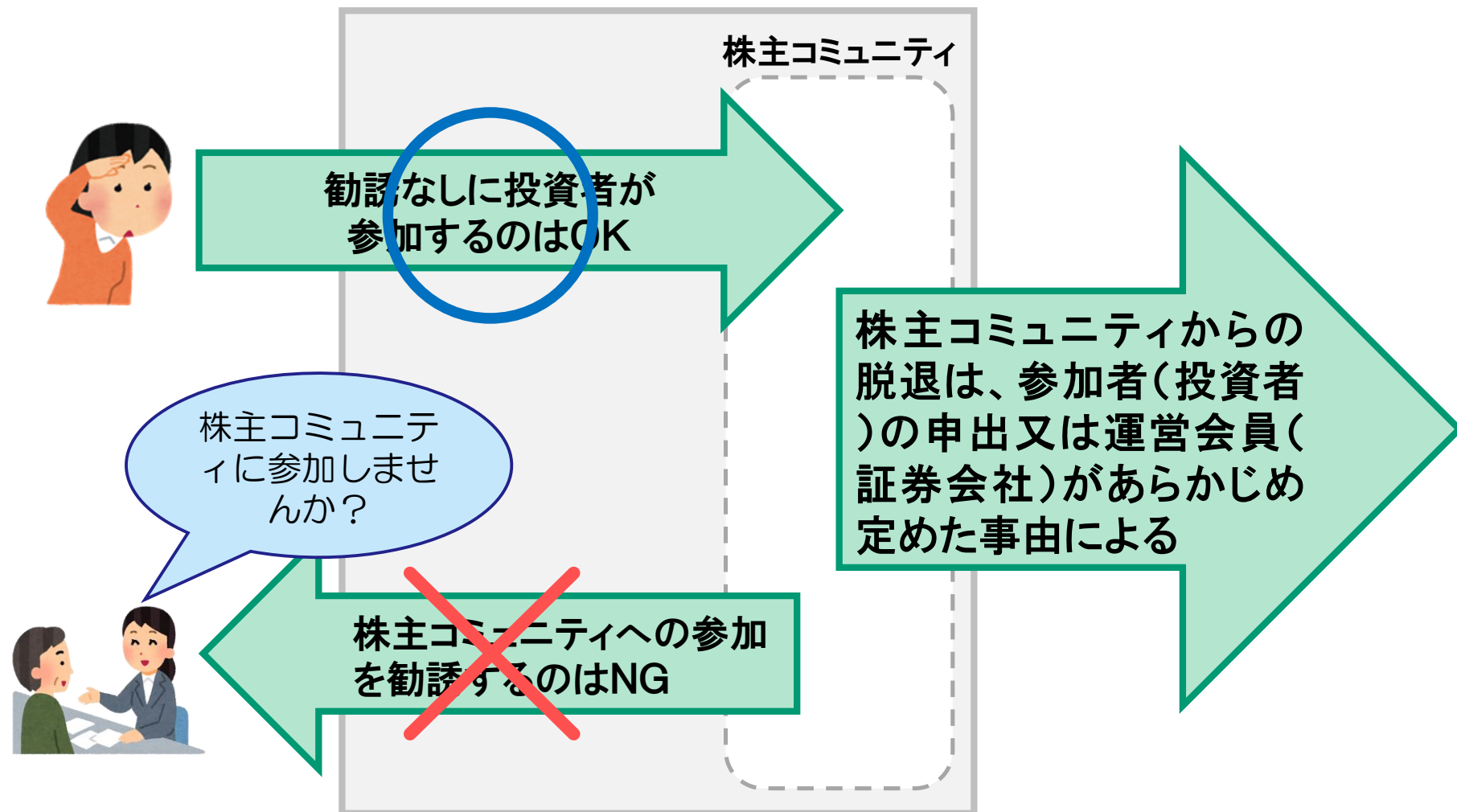
4. 株主コミュニティの基本的な仕組み (7) 株主コミュニティ銘柄の取引

運営会員(証券会社)



4. 株主コミュニティ制度の基本的な仕組み (8) 株主コミュニティへの参加の勧誘

運営会員(証券会社)



4. 株主コミュニティ制度の基本的な仕組み (9) 株主コミュニティの取扱銘柄に関する一般公表

株主コミュニティに参加していない投資者は、どのようにして株主コミュニティの存在を知ることができるの？

- 運営会員は、運営している株主コミュニティの会社名など、協会規則が定める基本的な情報を、(株主コミュニティに参加していない投資者の目にも触れるように)公表する。
- 一方で、参加していない投資者に提供できるのは、上の協会規則が定める基本的な情報のみ。

運営会員(証券会社)

この証券会社は
〇〇株式会社の
株主コミュニテ
ィを運営してい
るんだね！



当社で運営している株主コミュニティ

- 〇〇株式会社株式
- 発行者のHP : <http://www.〇〇.co.jp>
- 株主に対する特典 : 〇〇〇
- 募集等の取扱い等を行っている場合、その旨と申込期間

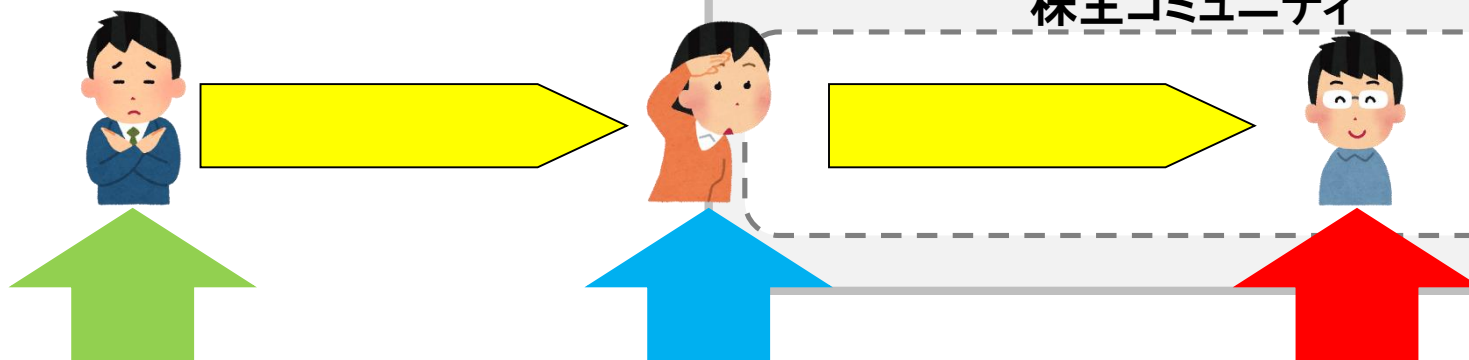
株主コミュニティ



4. 株主コミュニティ制度の基本的な仕組み (10) 参加者に対する情報提供

運営会員(証券会社)

株主コミュニティ



株主コミュニティに参加していない投資者に対して

- ① 銘柄名
- ② 発行者のウェブページのURL(ウェブサイトを持たない発行者にあつては、代表電話番号)
- ③ 株主に対する特典(株主優待)
- ④ 募集等の取扱い等を行っている場合は、その旨及び申込期間

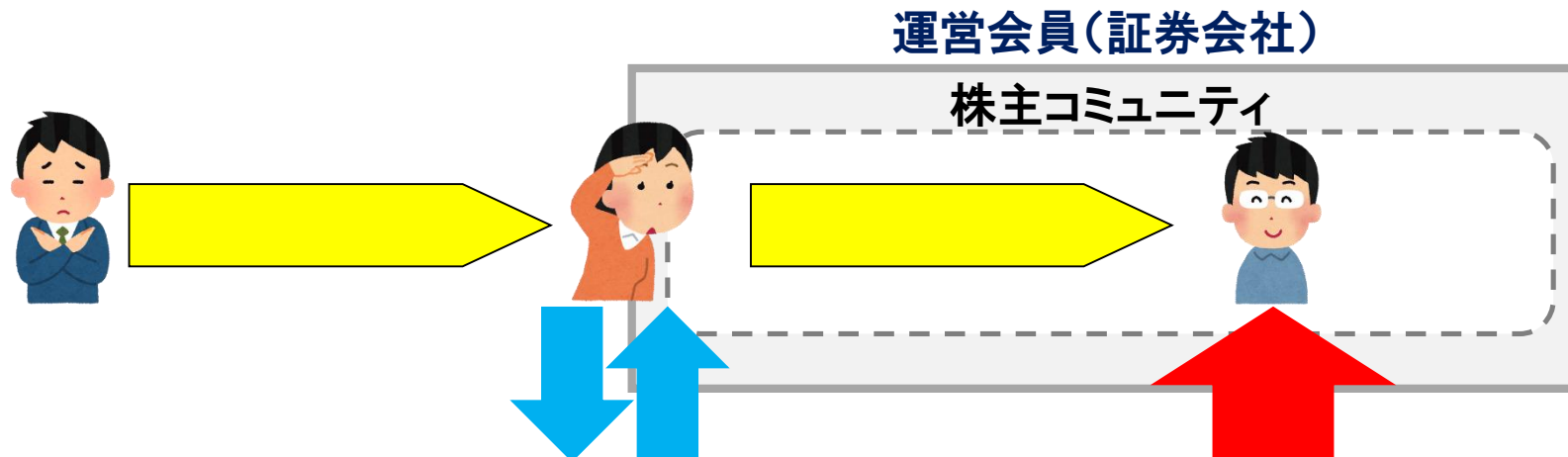
株主コミュニティに参加しようとする投資者に対して

- ① 事業年度、定時株主総会の時期及び定時株主総会の議決権の基準日等、株主コミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報
- ② 株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受ける方法又は当該情報を閲覧する方法に関する情報

株主コミュニティに参加している投資者に対して

- ① 金商法に基づく開示書類(有価証券届出書、有価証券報告書等)
- ② (①がない場合)会社法に基づく計算書類及び事業報告
+ 有価証券報告書の「事業等のリスク」
+ 「提出会社の株式事務の概要」に準拠したもの
- ③ 募集等の取扱い等を行う場合にあつては、有価証券届出書の「証券情報」に準拠したもの
- ④ その他運営会員が必要と認める情報

4. 株主コミュニティ (11) 投資者との書面の授受、投資者への説明



初めて株主コミュニティに参加しようとする投資者からリスク、手数料等の内容を理解し、その顧客の判断及び責任において取引を行う旨の確認を得るため、契約締結前交付書面の内容を記載した書面を交付・説明した上で、「確認書」を徴求

株主コミュニティ銘柄の取引を行う参加者(投資者)に対して

- ①契約締結前交付書面の交付
- ②株主コミュニティに参加している投資者に提供される、金商法又は会社法に基づく書類等の内容について説明を求めることができる旨の伝達

4. 株主コミュニティ

(12) 契約締結前交付書面の記載事項

法令が求める記載事項

〔金商法第37条の3第1項〕

- ①金商業者等の商号・名称・氏名、住所
- ②金商業者等である旨、(行政)登録番号
- ③金商取引契約の概要
- ④手数料、報酬等顧客が支払うべき対価
- ⑤元本損失リスク
- ⑥元本超過損失リスク

〔金商業等府令第82条〕

- ⑦前書面の内容を十分に読むべき旨
- ⑧委託保証金等保証金等の額又は計算方法
- ⑨元本損失リスクの原因となる指標
- ⑩元本超過損失リスクの原因
- ⑪金商業者の信用リスクの原因等
- ⑫当該金商取引契約に関する租税の概要
- ⑬金商取引契約終了の事由
- ⑭クーリング・オフの適用の有無
- ⑮金商業者の概要
- ⑯その金商業者が行う金商業の内容・方法の概要
- ⑰顧客が金商業者に連絡する方法
- ⑱加入協会の名称
- ⑲加入ADR機関の名称等

〔金商業等府令第83条第1項〕

- ⑳譲渡制限がある場合、その旨及びその制限の内容

本協会規則が求める記載事項

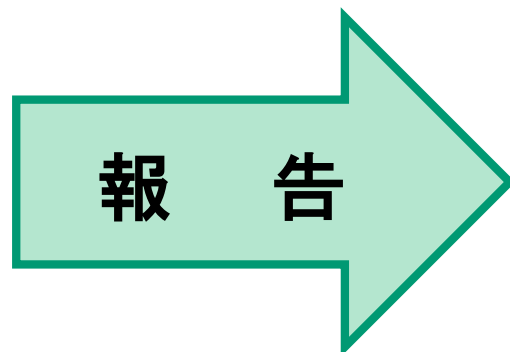
- ①金商法に基づく開示又は取引所での適時開示と同等程度の開示は義務付けられていないこと。
- ②公認会計士又は監査法人による監査を受けていない場合には、その旨
- ③取引の参考となる気配及び相場が存在しないととも、換金性が著しく乏しいこと。
- ④譲渡制限が付されている場合にあっては、店頭取引を行ったとしても、譲渡による取得について発行者による承認が得られない場合があること。
- ⑤株主コミュニティ銘柄の発行者又はその周辺の状況により、当該株主コミュニティ銘柄の価値が大きく失われるリスクがあること。
- ⑥株主コミュニティ銘柄に関する照会を行う場合の連絡先
- ⑦株主コミュニティ銘柄に関する情報の参加者への提供の方法
- ⑧発行者における株主管理に関する事項
- ⑨株主コミュニティ銘柄は、中長期間の保有を旨とすること。
- ⑩株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、株主コミュニティの範囲に限定されていること。
- ⑪株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、運営会員を通じて行うこと。
- ⑫株主コミュニティ銘柄の店頭取引は、金商法上のインサイダー取引規制が適用されないこと。
- ⑬発行者又は運営会員に起因する事由により株主コミュニティが解散される場合があり、その場合は、流動性が著しく失われる可能性があること。
- ⑭運営会員毎に定める取扱要領に基づき取扱いがなされること及び当該取扱要領の内容
- ⑮当該運営会員の業務及び財産の状況に関する説明書類並びに自己資本規制比率を記載した書面の確認の方法
- ⑯当該株主コミュニティ銘柄に投資するに当たってのリスク
- ⑰その他運営会員が必要と認める事項



4. 株主コミュニティ

(13) 株主コミュニティ銘柄の取引状況の報告・公表

運営会員(証券会社)



株主コミュニティウェブサイト
に出ています！



- (1) 運営会員は、一週間の株主コミュニティ銘柄の取扱いの状況について、本協会に報告
- (2) 本協会は、報告された内容を取りまとめて、公表

「株主コミュニティ制度フォーラム」

① 開催日

平成29年11月8日(水) 13時30分～16時15分

② 開催場所

AP東京八重洲通り

③ 主催 日本証券業協会

後援 金融庁、経済産業省、日本商工会議所

④ 当日参加者数

75名

(参加者の属性)

証券会社、信託銀行、証券金融、取引所、当局、
調査・研究機関、ベンチャーキャピタル、事業会社、
税務・法務専門家、コンサルティング会社、個人投資家

5. 「株主コミュニティ制度フォーラム」の様相②

○基調講演（金融庁 総務企画局 市場課 池田市場企画管理官）

「地域へのリスクマネー供給促進策と株主コミュニティ制度への期待」

- 「地域へのリスクマネーの供給」という観点から、「金融レポート」で公表した、地域金融機関におけるベストプラクティスや顧客本位の業務運営等について紹介を行った。
- また、株主コミュニティの制度創設の経緯や現状、発行体にとってのメリットに触れるとともに、同制度の利用拡大を期待している旨を述べた。

○プレゼンテーション

①「非上場株式制度の現状と展望」

（株野村総合研究所 未来創発センター 大崎主席研究員）

- 株主コミュニティ制度の創設に関わった金融分野の有識者として、インサイダー取引規制から株主コミュニティを適用除外とする意義の観点から、説明を行った。
- 米国ではIPO件数が減少する一方で、非上場株式の店頭取引が発展しており、日本に比べ株式市場が重層的であるとし、今後の日本の株式市場への示唆を述べた。

②「日本におけるMOTELの社会的意義」（株旅籠屋 甲斐社長）

- 同社の事業紹介を行ったうえで、同社の事業拡大において、グリーンシート銘柄制度を通じた個人投資家からの出資が非常に重要な役割を果たしたため、当該投資家に対し、株主コミュニティ制度を利用して換金の場を提供したい旨を述べた。

○パネルディスカッション

- ・モデレーター：桃山学院大学 経営学部 松尾教授
- ・パネリスト：(株)野村総合研究所 未来創発センター 大崎首席研究員、今村証券(株) 今村社長
(株)旅籠屋 甲斐社長、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 呉常務理事
- ・テーマ：「非上場企業のための新たな資金調達・株式取引制度」
「証券会社の新たなビジネスチャンスとしての株主コミュニティ制度」
「新規・成長企業や地域に根差した非上場企業へ投資することの魅力」
- ・主な意見
 - 株主コミュニティは、インサイダー取引規制が適用されない、非上場株式の取引の選択肢として存在していることに意義がある。それにより、これまで以上の非上場株式の取引ニーズに応えることができるようになった。一方で、株主コミュニティにつき、参加勧誘の禁止は大きな障害。せめて情報提供はできるようにした方がよい。(大崎氏)
 - ベンチャーキャピタルは、ファンドの仕組み上、10年を期限として非上場企業に投資することが多いが、非上場企業の成長には時間を要するため、もっと長い目で投資をすることが大切。(呉氏)
 - グリーンシートの問題点は、発行市場に力点が置かれ、流通市場の拡充が不十分であったこと。(今村氏)
 - 株主コミュニティの運営会員(証券会社)が少なすぎる。大手証券も、証券市場の発展という広い観点から、株主コミュニティの取扱いを行うべき。また、協会や金融庁もそのサポートをすべき。(甲斐氏)

6. 株主コミュニティ制度の周知活動

(1) 株主コミュニティウェブサイト

<http://market.jsda.or.jp/shiraberu/kabucommunity/index.html>



「日本証券業協会」のトップページ「調べる」コーナーからもアクセスできます！

【内容】

- 実績データ
- 制度の説明
- 投資家への注意喚起
- 制度リーフレット
- 「株主コミュニティ制度フォーラム」の様様



6. 株主コミュニティ制度の周知活動 (2)「株主コミュニティ」リーフレット

事業会社や投資家のみなさまに「株主コミュニティ」について関心を持っていただけるよう、制度を簡潔に紹介した「リーフレット」を作成しています。
※本日、お手元に実物をご用意しております。

株主コミュニティ制度

— 非上場株式の流通取引・資金調達制度 —

株主コミュニティは、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的として、平成27年5月に創設された非上場株式の流通取引・資金調達の制度です。

事業会社

審査 ↑ 情報提供・資金調達

証券会社 (運営会員)



営業員

投資・参加勧誘



※株主コミュニティ制度の周知のためにこのリーフレットを頒布いただける場合(リーフレットの実物がお入用の場合)は、最終ページの連絡先までお問い合わせ願います。

6. 株主コミュニティ制度の周知活動

(3) その他の周知活動①

■「株主コミュニティ制度フォーラム」

平成29年11月8日(水)開催

■地区協会

平成27年	6月23日(火)	九州地区協会
	9月24日(木)	北陸地区協会
	11月25日(水)	大阪地区協会
	〃	東北地区協会
平成28年	1月26日(火)	四国地区協会
	2月 1日(月)	名古屋地区協会
平成29年	5月19日(金)	中国地区協会

■金融庁主催「地域の成長マネー供給促進フォーラム」

趣 旨:地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有を図る。

参加者:その地域の中堅・中小・ベンチャー企業、商工会議所、官庁、証券会社、金融機関、ファンド等

30~40名程度

平成27年	6月23日(火)	福 岡(福岡財務支局)
	6月26日(金)	大 阪(近畿財務局)
	12月9日(水)	仙 台(東北財務局)
平成28年	2月12日(金)	名古屋(東海財務局)
	6月10日(金)	金 沢(北陸財務局)
平成29年	3月22日(水)	札 幌(北海道財務局)
	6月 8日(木)	広 島(中国財務局)

6. 株主コミュニティ制度の周知活動

(4) その他の周知活動②

■その他

	開催日	イベント名	対 象	会 場	
平成27年	6月29日(月)	【TOKYO MX TV】ストックボイスTV [6/29]クラウドファンディング	視聴者	TOKYO MX TV (東証スタジオ)	
	8月24日(月)	[8/24]株主コミュニティ			
	7月31日(金)	【資本市場研究会】講演会	証券等金融関係者を中心に 70名程度	東京証券会館9F	
	※「月刊 資本市場」2015年10月号(10月13日発刊)に講演録掲載				
	9月29日(火)	【内閣官房(内閣府地方創生推進室)】 第5回「ふるさと投資」連絡会議	構成団体 172	経済産業省本館講堂	
11月19日(木)	【四日市大学】連携先講師招聘授業 「地域資金循環を考える」シリーズ	履修学生、一般聴講者	四日市大学		
平成28年	1月20日(水)	【主催:愛知県、協力:本協会】 地域創生クラウドファンディング普及啓 発フォーラムinあいち	120名(本協会協会員、事業者、 金融機関、その他一般参加 者)	名古屋(愛知県産 業労働センター「ウイंक あいち」)	
平成29年	3月30日(木)	【主催:関東財務局、糸魚川市】 糸魚川市復興フォーラム	81名(新潟県、地元の商工会 議所、金融機関、事業者等)	糸魚川(ヒスイ王国 館)	
平成30年	3月26日(月)	【TOKYO MX TV】ストックボイスTV 株主コミュニティ	視聴者	TOKYO MX TV (東証スタジオ)	

※一部、株式投資型クラウドファンディングに係るものを含む。

ご清聴ありがとうございました。

【お問い合わせ先】

日本証券業協会 エクイティ市場部

(電話)03-3667-8481

(メール)equity@wan.jsda.or.jp



日本証券業協会はSDGsを支援しています。